

校区外通学について

串間市立小中学校には、それぞれ校区が定められていますので、原則としてみなさんの住所の属する校区の学校に通学することになります。ただし、保護者の申立により、通学する学校を変更することもできます。

別表1「校区外通学許可基準」に該当し、教育上適当であると認められるときは、定められた校区以外の学校に入学又は通学することができます。これを「校区外通学」と言います。

「校区外通学」を希望する児童・生徒の保護者は、教育委員会で校区外通学許可申請を行い、許可を受けてください。その際、希望する許可事項により必要書類が異なりますので、ご注意ください。

なお、新1年生につきましては、入学する年の1月末までに校区の学校の入学通知書をお送りしますので、一度、その通知書をお受け取りになられて以降の受付となります。

その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

□校区外通学許可までの流れ

- ①教育総務係でご相談に応じ、校区外通学許可申請書に添付書類を添えて申請します。
- ②必要に応じて調査します。
- ③相当と認められる場合は、毎月末に開かれる教育委員会定例会で審議します。
- ④学校長を通じて許可書を送付します。

□校区外通学許可申請受付・お問合せ先

受付・お問合せは随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

〒888-8555

串間市大字西方5550番地

串間市教育委員会 学校政策課教育総務係

電話 72-1111（内線375）

別表1 校区外通学許可基準

No.	許可事項	摘要	添付書類	許可期限
1	最終学年	小学6年生及び中学3年生時に校区外に転居した場合。同一学校内に弟又は妹がいる場合には、当該弟又は妹についても許可できる。	市民生活課及び各支所で発行された転入学通知書	卒業まで（弟又は妹はその学年末まで）
2	学期途中	学期途中に校区外に転居した場合	市民生活課及び各支所で発行された転入学通知書	学卒業まで
3	身体的理由	身体虚弱又は通院治療を要する場合等、通院、通学に便利な学校へ通学する場合	診断書（1年更新）	学卒業まで
4	両親の共働き、出店	保護者が就労又は自営業のため、下校後、家庭に保護監督する者がいない場合	勤務証明書 営業証明書	学卒業まで
5	転居予定	住家の新・改築のため、短期間校区外から通学する場合	建築許可証	その期間まで
6	特別支援学級	指定した学校に特別支援学級が開設されていないため、開設されている最も近い学校に通学する場合	理由書	卒業まで
7	学校行事	修学旅行、体育祭等（対外試合を除く）、その行事が終わるまで	理由書	最終日まで
8	いじめ及び不登校	いじめ等、指定校に通学することにより、本人の精神面に多大な負担を与えており、現に不登校状態にある場合。又は不登校の可能性がある場合	理由書	その期間（長期の場合、1年更新）
9	通学の利便性及び地理的理由	指定校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合	理由書	卒業まで
10	部活動	希望する部活動が指定校にないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由がある場合	理由書	卒業まで
11	その他の特殊事情	両親の離婚、転勤等による世帯分離等、真にやむを得ない事情がある場合	理由書	その期間（長期の場合、1年更新）

※ 承認を受けて校区外通学をする場合は、登下校時の安全等については、各家庭で責任を持って確保していただくこととなります。